## 第1回青森地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和4年7月7日(木)15時00分~15時40分
- 2 場 所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】公益委員 石岡委員、森宏之委員、飛鳥委員、森理恵委員、中村委員 労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、野坂委員、保土澤委員 使用者委員 小笠原委員、齋藤委員、田中委員、藤井委員

【事務局】

高橋青森労働局長、橋本労働基準部長、八木澤賃金室長、 嘉賀室長補佐、長尾厚生労働事務官

## 4 開会·辞令交付

室長補佐 定刻になりましたので、ただ今より「令和4年度第1回青森地方最低賃金審議会」 を開催いたします。

最初に、本年4月の人事異動により、事務局の変更がありましたので、紹介させていただきます。

賃金室長の八木澤でございます。室長補佐の嘉賀です。

次に、令和4年4月以降に新たに審議会委員にご就任されました方をご紹介させていただきます。

公益代表委員の森理恵様。公益代表委員の中村円香様。労働者代表委員の保土澤貴様。使用者代表委員の小野武司様。

なお、本日は小野様が都合により欠席されております。

石岡会長 せっかくですので、新しく委員になられた方々から一言ご挨拶をいただければと 思います。

まず、森理恵委員からお願いいたします。

森理恵委員 青森県弁護士会所属の森理恵と申します。青森市内で事務所を経営しております。 弁護士登録後、今年で15年になりますが、今回のような重要な政策に関わる審議に 携わることは初めての経験でございますので、至らない点も多々あると思いますけ れども、精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

石岡会長 ありがとうございました。

それでは、中村円香委員、お願いいたします。

中村委員 NHK青森放送局局長の中村円香と申します。よろしくお願いいたします。

前任の戸沢より引き継ぎまして、現在は、新型コロナウイルスであったり、ウクライナ情勢といった状況の中で、経済が持ち直してきているとはいえ、不透明な中、燃料高騰という大変難しい状況もあります。こういった中で、最低賃金審議会という大変役割の大きい審議会に参加できること大変身が引き締まる思いでございます。精一杯務めさせていただきます。

石岡会長 ありがとうございました。 それでは、保土澤貴委員、お願いします。

よろしくお願いいたします。

保土澤委員 アンフィニ青森労働組合書記長の保土澤貴と申します。

よろしくお願いいたします。

大変、重要な役割と思っておりますけれども、一生懸命務めさせていただきます ので、よろしくお願いいたします。

室長補佐 本日の委員の出欠状況ですが、小野委員が都合により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条により、委員の3分の2以上または労働者、使用者、公益委員の各3分の1以上の出席という議決要件を満たしておりますことを報告致します。また、本日の審議会は、青森地方最低賃金審議会運営規定第6条の規定により公開とし、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の方から傍聴申込がなされ、本日、傍聴されていることをご報告いたします。

それでは、高橋青森労働局長よりご挨拶申し上げます。

労働局長 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日、この審議会にご出席いただき まして、誠にありがとうございます。

今年度は、昨年度に引き続き、第55期青森地方最低賃金審議会の委員の方々による審議会となりますが、4名の変更がございました。

公益代表委員につきましては、廣森委員から森理恵委員、戸沢委員に代わり中村 円香委員。

労働者代表委員につきましては、黒滝委員に代わり保土澤貴委員。

使用者代表委員につきましては、平野委員に代わり小野武司委員でございます。 以上の皆様に新たに委員をお願いすることとなりました。この 15 名の委員の皆様 で、今年度の青森県最低賃金の改正決定に向けての御審議をいただきますので、 よろしくお願い申し上げます。

さて、今年度の最低賃金改定の審議ですが、中央最低賃金審議会におきまして、 令和4年6月28日に厚生労働大臣から令和4年度地域別最低賃金改定の目安につい て諮問が行われ、審議がスタートしています。この諮問においては、6月7日に閣 議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」。また、「新しい 資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意した調 査審議が求められているところです。

今後、中央最低賃金審議会から引上げ額の「目安」が示されることとなっておりますが、当審議会におきましても、これを参考とし、調査審議をお願いしたいと考えています。

さて、直近の青森県の雇用失業情勢でございますが、5月の有効求人倍率は季節調整値で1.15倍と、県内の有効求人倍率は令和3年4月から14カ月連続で1倍以上となっているところでございます。

また、日銀青森支店の6月10日発表の県内金融経済概況によりますと、県内の景気は、「新型コロナウィルス感染症や供給制約の影響から一部に弱さがみられるものの、持ち直している。」とされています。

青森県の雇用失業情勢は、一部を除き、持ち直しの動きに広がりがみられるものの、新型コロナウィルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要があると考えております。また、昨今のウクライナ情勢による原材料価格等の高騰や、消費者物価の上昇など、企業経営や労働者の生活に影響を及ぼす新たな状況が出てきているところでございます。

このような中、委員の皆様におかれましては、青森県内の経済情勢、また、賃金 引上げの状況等様々な指標も参考にしていただきまして、青森県の実情に即した適 正な最低賃金の改定の審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、第1回目の審議会ですので、青森県地域別最低賃金額を実質的に審議する場となる専門部会の設置等について、ご審議いただくこととなります。

これから、暑い夏場を迎えますが、委員の皆様におかれましては、本審議会の審議のため、何度もご参集いただくことになり、はなはだ恐縮ではございますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

室長補佐 それでは以後の議事進行を石岡会長にお願いいたします。

石岡会長 それでは、議題に移りたいと思います。

まず、議題の1「青森県最低賃金の改正決定に関する諮問について」を事務局から説明をお願いします。

賃金室長 初めに、高橋労働局長から石岡会長に対しまして、「青森県最低賃金の改正決定に 関する諮問」を行わせていただきます。

> (高橋労働局長から、石岡会長に諮問文を読み上げ手交) (各委員に対し、諮問文の写しを配布)

賃金室長 ただいま、諮問文を各委員へ配布させていただきました。

改正諮問の説明の前に、今年度最初の審議会ですので、青森労働局の審議会事務 局を紹介させていただきます。 高橋局長でございます。橋本労働基準部長でございます。嘉賀賃金室長補佐でございます。長尾事務官でございます。私、八木澤でございます。

事務局一同、審議会の円滑な運営を心掛けて参りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改正諮問とそれに関連いたしまして、配布資料について、説明いたします。

今年の諮問文につきましては、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022 に配 意いただき、調査審議をお願いすることとしたものであります。

配布しております別冊資料の中に「令和4年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」の資料がございます。この中に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表」の関係部分。また、資料No.3になりますけれども、「経済財政運営と改革の基本方針2022」の関係部分がございます。この「工程表」を除く「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」と「経済財政運営と改革の基本方針2022」は本年6月7日に閣議決定されたものでございます。

この「目安に関する小委員会」の資料No.2でございますが、めくっていただくと、2ページにアンダーラインが引いてある部分がございますけれども、「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。」とされているところでございます。

少しめくっていただきまして、6ページのところに「工程表」が付いております。 この枠外のところに「最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し つつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となるこ とを目指す。」と記載されているところでございます。

次に、資料No.3の4ページのところを見ていただければと思います。こちらにもアンダーラインが引いてあるところがございますので読み上げさせていただきます。「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされているところでございます。

一方で、最低賃金の引上げに当たっては、企業が賃上げしやすい環境整備が必要でございます。これについては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」にも記載のあるとおり、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支

援、適切な価格転嫁が行われる環境の整備、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等、政府全体として、賃金引上げの機運の醸成に向けて取り組んでいくこととされております。

先ほど、局長挨拶にもございましたとおり、中央最低賃金審議会においても、こうした政府方針が確認された中で、6月28日に令和4年度の目安についての審議がスタートしているところでございます。別添としまして、大臣から中央最低賃金審議会あての諮問文を付けておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、最低賃金は、地方最低賃金審議会におきまして、中央最低賃金審議会から示される目安を参考としつつ、最賃決定の3原則であります、労働者の生計費、労働者の賃金、企業の賃金支払能力を総合的に考慮したうえで、調査審議いただき、その意見を尊重して労働局長が決定するという原則に変わりはございません。

青森県における低賃金労働者の実態を把握するため、現在、事務局においての「最低賃金に関する基礎調査」を始め、各種の統計資料の作業を行っているところでございます。これらの具体的な資料につきましては、目安を伝達する第2回審議会あるいはその後の最低賃金専門部会においてお示しすることとなります。

続きまして、配布してございます資料についてご説明させていただきたいと思います。資料でございますけれども、資料No.2になりますが、春闘の集計状況(全国分)を示しております。めくっていただくと、資料No.3になりますけれども、これは青森県の春季賃上げ妥結状況をつけました。連合青森では 2.36%、経営者協会では 1.72%の賃上げ率となっています。

続きまして、資料No.4でございますけれども、これは6月10日に日銀青森支店から公表されました「県内金融経済概況」をつけているところでございます。

青森局長のあいさつにもありましたけれども、「新型コロナウィルス感染症や供給制約の影響から一部に弱さがみられるものの、持ち直している」と判断されているところでございます。

1ページめくっていただきまして、資料No.5、8ページになりますけれども、これは当労働局発表の5月の「雇用失業情勢」をつけているところでございます。5月の有効求人倍率は1.15倍となったところでございます。情勢判断としましては、「青森県の雇用失業情勢は、一部を除き、持ち直しの動きに広がりがみられるものの、新型コロナウィルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。」としているところでございます。

続きまして、先ほどもご説明した別冊資料ですが、中賃の第1回目安小委員会の 資料がございます。この資料をご覧いただきますと、全国統計資料、都道府県統計 資料等が付いております。

こちらの資料の30ページをご覧いただくと、目安ランクごとの各種指標がありまして、青森県のランクはDでございますので、県民所得、標準生計費、高卒初任給、賃金、消費者物価指数などのDランクを確認することで青森県の位置付けを見ることができるところでございます。

また、42ページには、「令和3年度地域別最低賃金の決定状況」。これは全国の状

況でございます。

ページをめくっていただきまして、46ページになりますけれども、「最高額と最低額及び格差の推移」が示されています。

また、資料No.4につきましては、足下の経済状況等に関する補足資料(新型コロナウィルス感染症・消費者物価の動向を含む)というものでございまして、全国の新型コロナウィルス感染症等が影響を与えるような情勢につきましても中賃の資料として示されているところでございます。

以上が諮問及び配布資料に係る説明でございます。

石岡会長 まず、諮問文について説明をいただきました。その後、配布資料についても一通りご説明をいただきましたが、何か今の段階で質問やご意見があるかたはいらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 それでは、議題の1はこの程度といたしまして、次は議題の2、「青森地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の設置について」を審議したいと思いますが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長「専門部会の設置」につきまして説明をさせていただきます。

資料No.10 の 41 ページをご覧ください。最低賃金法第 25 条第 2 項の規定によりまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされているところでございます。

従いまして、今年度も専門部会を設置し、審議をしていただくことになります。 委員の選任につきましては、本審議会委員の任命手続きに準拠して行うこととなります。これは25条第4項の準用するということになります。

労働者代表委員及び使用者代表委員として各々3名の候補者を推薦していただく こととなりますので、労使各側におかれましては、ご準備のほどよろしくお願いい たします。

専門部会委員の推薦公示の期間なのですけれども、本日、7月7日から7月20日までとしているところでございます。

本日、公示のお知らせを各関係団体に送付することにしております。

よろしくお願いいたします。

この期間中に推薦がありました方の中から専門部会委員を決定しまして、その後に第1回目の専門部会で、正式に組織として設置されることとなります。

また、専門部会の廃止につきましては、資料の42ページにもありますけれども、 審議会令第6条第7項により「その任務を終了したときは、審議会の議決により、 これを廃止する。」とありますので、本日の審議会において「任務を終了したときは、 廃止する。」旨の議決が必要となるところでございます。

なお、専門部会の「公益委員」につきましては、「石岡委員」、「森宏之委員」、「飛 鳥委員」の3名にお願いをしたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願い いたします。

また、専門部会委員の推薦公示と併せまして、最低賃金法第25条第5項に基づく「調査審議」に伴う関係労使の意見聴取の公示も行うこととしております。

この公示期間につきましては、本日、7月7日から7月21日までの期間としているところでございます。

この公示期間内に意見書の提出があった場合には、第1回目の専門部会において、 意見を聴取することを考えております。

以上が専門部会の設置についてでございます。

石岡会長 ただ今の専門部会の設置についての説明でしたが、何かご質問やご意見はござい ませんか。

よろしいでしょうか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 それから、「任務が終了し次第、専門部会を廃止する」という、これについてもよ ろしいですね。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長 それでは、設置される専門部会につきましては、任務を終了したときに廃止する ということに致します。

> それでは、次に議題の3、「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」です。 事務局から説明をお願いします。

賃金室長 42ページの「最低賃金審議会令」をお開きになり、第6条第5項の条文をご覧に なっていただきたいと思います。

審議会であらかじめ議決しておくことによって、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」という規定でございます。

これを適用するかどうかということを、ご審議いただきたいと思います。

石岡会長 この規定は、「できる」ということにはなっておりまして、全国の中でもこれを適用しているところが若干あると伺っておりますけれども、当地では、これを「適用しない」と、専門部会で決めても、改めて本審議会を開いて、そこで議決するというやり方でやっておりますので、こちらの5項については適用しないということで

よろしいでしょうか。

## (委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長 それでは、これまで通り、専門部会の決議を本審議会に報告し、そこで議決をするというやり方にしたいと思います。

それでは、次が議題の4、「今後の審議日程について」です。こちらも事務局から 説明をお願いします。

賃金室長 日程につきましてでございますけれども、資料の20ページの「令和4年度青森地 方最低賃金審議会開催日程(案)」をご覧ください。

この事務局案は、以前に委員の皆様にお送りさせていただいたものと同じでございます。

この事務局案の作成に当たりましては、早期発効を念頭に置きまして、各委員の皆様から提出いただいた日程確認表を基に、最大人数の委員が出席可能な日時を優先して組んでおります。したがいまして、ご都合が悪い日に設定されている委員もいらっしゃるかと思いますが、何卒ご了解願いたいと思います。

事務局案について、上から順次説明させていただきます。

まず、先ほどご説明しましたとおり、専門部会の委員の推薦と意見聴取の公示について、本日7月7日から委員の推薦を7月20日まで、意見聴取を7月21日まで、といたしたところでございます。

その上で、第1回専門部会の組織会・関係労使の意見聴取を、7月28日木曜日に 設定しました。

中央最低賃金審議会の今後の開催状況の見込みでございますけれども、今月の下旬には目安答申が見込まれているところでございます。これを受けまして、青森では8月1日月曜日の第2回本審において目安伝達を予定しております。

その後、専門部会における金額審議を8月4日木曜日、8月5日金曜日、8月8日月曜日に配置いたしました。また、予備として8月9日火曜日の午前を用意したところでございます。同日の午後に第3回本審におきまして答申をいただきたいという日程案を用意したところでございます。

先ほど、最低賃金審議令第6条第5項は適用しないこととされましたので、専門 部会の決議の結果を審議会に報告し、ここで議決をいただくという日程でございま す。

なお、この8月9日に答申をいただいた場合は、異議の申出締切りが8月24日水曜日になりますので、翌日の8月25日木曜日に異議申出に係る審議会を開催して諮問を行い、同日答申をいただいて官報公示を9月5日に行い、その官報公示から30日を経た10月5日が最短の効力発生日となります。

今後の審議日程についての事務局案の説明は以上となります。審議会としてのご 審議、ご決定をお願いいたします。 石岡会長 只今の日程のご説明につきまして、何かご質問やご意見等はありませんか。 よろしいですかね。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 それでは、事務局のほうでもう一度確認をしていただけますか。

賃金室長 それでは、ただ今決定されました日程を確認させていただきたいと思います。 7 月 28 日第 1 回専門部会 15 時からになりますが、会場は第 2 合同庁舎、こちらで組織会と意見聴取を行うこととなります。

> 続きまして、8月1日、13時30分から青森合同庁舎4階共用会議室におきまして、 第2回本審を開催いたしまして、中賃によって示される目安の伝達をさせていただ きます。

> 続きまして、8月4日木曜日午前10時30分、同じく合同庁舎4階会議室になりますけれども、第2回専門部会。8月5日金曜日13時30分、同じく合同庁舎4階会議室にて第3回専門部会。8月8日月曜日15時、同じく合同庁舎4階会議室にて第4回専門部会。こちらの第4回専門部会での結審を目指して審議をしていただきたいと考えております。続く、8月9日火曜日10時30分から第5回専門部会を予備日として設定しております。会場はアスパム4階十和田となっております。そして、同日13時30分から第3回本審議会が同じアスパムの5階あすなろで開催されまして、こちらで答申と産別の必要性の有無の諮問をしていただくということとしております。

次が8月25日木曜日13時30分、合同庁舎4階会議室におきまして、異議申出の 諮問・答申を行うということでございます。

この日程で進んでいきますと、10月5日の発効を目指して審議をしていくことを確認させていただきます。

石岡会長 それでは、議題の5、「その他」ですけれども、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 「その他」ということになりますが、最低賃金に関しまして、最低賃金審議会あるいは当青森労働局になされた要請等につきまして、3件の報告がありますので、報告させていただきます。

これにつきましては、資料No.7から9になりまして、資料No.7が21ページになりますけれども、これは今年の3月11日にありました日本労働組合総連合会青森県連合会からの要請でございます。めくっていただきまして、23ページのところ、記の6が最低賃金に係る部分です。

続きまして、24ページの資料No.8が5月27日にありました全労連東北地方協議

会・全労連北海道地方協議会・青森県労働組合総連合からの要請であります。要請を受けましたときに、受けた内容につきましては、審議会に報告をさせていただくという回答をさせていただきましたので、本日、ご報告をさせていただいているところでございます。

次が39ページになりますけれども、資料No.9として、青森地方最低賃金審議会あてに送付されました6月27日付の青森県弁護士会長の声明になります。

各要請に係る内容の説明については省略させていただきますので、後ほど、中身 につきましてご確認をいただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

石岡会長 今の点について、何かご質問やご意見はございませんか。 よろしいでしょうか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長 そうであれば、本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。 今日はお疲れ様でした。

賃金室長 それでは、以上をもちまして、第1回青森地方最低賃金審議会を閉会致します。 本日はどうもありがとうございました。